

長崎県地域密着型サービス外部評価実施要領

第1 趣旨

この要領は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）第97条第7項及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令第36号）第86条第2項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（以下「事業者」という。）が受ける外部の者による評価（以下「外部評価」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 外部評価の頻度

- (1) 事業者は、その設置・運営する事業所（以下単に「事業所」という。）ごとに、原則として、少なくとも年に1回は自己評価を行うとともに外部評価を受けるものとする。ただし、地域密着型サービスと地域密着型介護予防サービスが一体的に運営されている事業所については、当該両サービスの事業所を一体として自己評価を行うとともに外部評価を受けることができるものとする。
- (2) (1)の規定にかかわらず、過去に外部評価を5年間継続して実施している事業者であって、かつ、次に掲げる要件をすべて満たす場合には、当該事業者の外部評価の実施回数を2年に1回とすることができる。この場合、外部評価を実施しなかった年については、「5年間継続して実施している事業所」の要件の適用に当たっては、実施したものとみなすこととする。
 - ア 別紙2-1、別紙2-2の「1 自己評価及び外部評価結果」及び別紙2-3の「2 目標達成計画」を市町に提出していること。
 - イ 運営推進会議が、過去1年間に6回以上開催されていること。
 - ウ 運営推進会議に、事業所の存する市町の職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席していること。
 - エ 別紙2-2の「1 自己評価及び外部評価結果」のうち、外部評価項目の2、3、4、6の実践状況（外部評価）が適切であること。
- (3) (2)の規定による場合の手続等については、次のとおりとする。
 - ア 事業者は指定を受けた市町へ申請書（様式1）を3月末日までに提出する。
 - イ 市町は要件等を満たすか確認を行ったうえで、4月末日までに県に報告する。
 - ウ 市町からの報告を受け、県は（2）の規定の適用の可否について決定し、事業所に通知する。

また、県は評価機関及び市町に対して決定の結果を通知する。

第3 外部評価機関

外部評価は、県が認証した評価機関が行うものとし、評価機関の要件及び認証手続については、第4に定めるもののほか、長崎県福祉サービス第三者評価機関認証要綱等の定めるところによるものとする。

第4 評価調査員

評価調査員は次のいずれにも該当しない者で、かつ、県又は県が指定した者が行う評価調査員養成研修（別に定めるカリキュラムに基づき行われる研修）を修了した者とする。

また、他の都道府県又は他の都道府県が指定した者が行う評価調査員養成研修を修了した者について県が認めた場合も同様とする。

- (1) 現に事業所を運営している者（事業者の役員）
- (2) 現に事業所に勤務している者
- (3) 事業者によって組織される団体の役職員
- (4) 事業所運営への参入を予定している法人の役員・事業開発担当者等
- (5) 経営コンサルタント業者等、事業所のサービス内容を第三者の立場から公平・公正に評価すべき評価調査員として相応しくない者

第5 評価項目

事業者が実施する自己評価及び評価機関による外部評価の項目は、別紙1のとおりとする。

第6 外部評価の手続

- (1) 事業者が外部評価を受けようとするときは、県が認証した評価機関に申し込むものとする。
- (2) 事業者は、評価機関に申し込んだ後、同機関との間で評価業務委託契約を結び、その契約に基づき同機関に対して評価手数料を支払うものとする。
- (3) 評価機関は、実施要領を定め、当該要領及び事業者と結んだ評価業務委託契約に基づき外部評価を行うものとする。

第7 評価結果等の公表

- (1) 評価機関は、当該サービスの利用を希望する者による事業所の選択に資するために、独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉保健医療情報ネットワークシステム（WAMNET）を利用して、自己評価及び外部評価の結果（以下「評価結果」という。）を別紙2-1、別紙2-2、別紙2-3により公開するものとする。

(2) 事業者は、評価結果について、次の方法により広く開示するものとする。

ア 利用申込者又はその家族に対する説明の際に交付する重要事項を記した文書に添付のうえ、説明すること。

イ 事業所内の見やすい場所に掲示するほか、自ら設置するホームページに掲示すること。

ウ 利用者及び利用者の家族に手交又は送付等により提供を行うこと。

エ 指定を受けた市町に対し、評価結果を提出すること。

オ 自ら設置する運営推進会議において説明すること。また、併せて別紙2-4の「3 サービス評価の実施と活用状況」について作成し、説明すること。

(3) 事業所が存する市町は、当該サービスの利用を希望する者による事業所の選択に資するために、事業所から提出された評価結果を管内に設置する地域包括支援センターに提供するとともに、利用者等が閲覧できるよう備え置くこと。

第8 報告

評価機関は、訪問調査を行った日の翌月末日までに、別紙3により県に外部評価状況を報告するものとする。

第9 その他

外部評価の実施は、第2から第8に規定するものの外、「長崎県福祉サービス第三者評価手法及び評価結果取扱い要領」により行うものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要領の制定に伴い、「長崎県認知症高齢者グループホーム外部評価実施要領」(以下「旧要領」という。)については、廃止する。
- 3 この要領の施行の際、認知症高齢者グループホーム外部評価の手中のものについては、その評価結果が公表されるまで、旧要領の規定は、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この要領は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。